

平成27年度事業計画書

社会福祉法人 日本保育協会

(社会福祉事業)

1 社会福祉事業

(1) 研修等事業

① 第29回 保育を高める研究集会

期 日 平成27年6月24日(水)～26日(金)

開催地 石川県金沢市
石川県立音楽堂

人 員 約600名

② 平成27年度 全国保育所理事長・所長研修会

期 日 平成27年11月18日(水)～20日(金)

開催地 神奈川県横浜市
神奈川県民ホール

人 員 約600名

③ 保育所保育・保健セミナー

年 2 回 通修2日間

開催地 東京、大阪

人 員 200名 × 2回 = 400名

対 象 保育所の所長、保育士、看護師、栄養士、調理員

④ 永年勤続保育者の表彰

期 日 平成27年10月23日(金)または30日(金)

表彰人員 約550名

選考基準 保育所に30年以上勤務している保育所長及び20年以上勤務している有資格保育士等で、選考委員会で選考されたもの。

内 容 選考された被表彰者に記念品を贈呈し表彰する。

表 彰 式 東京(ルポール麹町)で開催

⑤ 社会福祉法人改革に関するブロック別説明会の開催

⑥ 各ブロック及び各都道府県支部保育所長・保育士等職員研修会の開催

⑦ 公益財団法人 社会福祉振興・試験センターが実施する海外研修事業「平成27年度民間社会福祉施設職員等海外研修・調査(児童班)」に対する候補者の募集

(2) 出版事業

『保育界』の発行(毎月)

(3) 相談事業

① 家庭児童相談

家庭児童についての各種相談（電話相談を含む）

② 経営及び労務相談

相談員 弁護士、公認会計士、その他学識経験者

(4) 保育情報・資料等の提供

保育に関する情報・資料等を収集し、全国支部宛メール及びFAXにより随時速報を発信する。また、当協会ホームページを通じて広く一般の保育関係者にも情報を提供する。

(5) 組織関係

① 会員の増強

② 支部組織の強化と支部活動の推進

③ ブロックにおける支部相互の連携強化の促進

④ 未組織県の支部結成の促進

(6) 会議関係

① 役員会

a. 理事会

b. 監事会

c. 評議員会

② 全国支部長会議

③ 全国女性部長会議

④ 全国支部事務局長会議

⑤ 全国青年部長会議

⑥ 保育に関する研究委員会

⑦ 全国予算対策委員会（予算対策常任委員会）

全国支部役員等による保育関係予算確保運動の実施（含国会請願）

⑧ 各種委員会

a. 保育問題検討委員会

b. 経営組織と事業運営の在り方に関する検討会

c. 研修企画委員会

d. 編集委員会（各種出版物）

(7) 研修調査関係

都道府県又は市区町村における「職員の質の向上・人材確保等研修」事業のニーズ調査を自治体及び保育所を対象に実施し、新たな研修事業の検討資料とする。

2 保育科学研究事業

<日本保育協会は平成17年10月に「日本学術会議協力学術研究団体」の称号を付与（日本学術会議会則第35条）>

保育科学研究所の運営（各種委員会と事業の実施）

① 保育内容・方法等に関する諸研究と学術集会等の実施

・第5回学術集会

期 日 平成27年9月4日（金）・5日（土）

開催地 全国町村議員会館（東京都千代田区）

② 保育科学研究所の機関紙『研究所だより』（年3回）の発行とホームページ掲載

③ 保育科学研究所紀要『保育科学研究』（年1回）の発行とホームページ掲載

④ 保育研究と学術団体等との連絡・協力（日本保育園保健協議会等）

⑤ 保育所職員の生涯学習に関すること（プログラムの実施と修了認定等）

⑥ 保育所保育実践研究・報告に関すること（会員からの募集と表彰、報告書作成及び「保育界」、「ホームページ」掲載）

⑦ 食育の推進に関すること（内閣府への委員選出、食育全国大会への出展等）

⑧ 日本学術会議の登録70団体で組織する『教育関連学会連絡協議会』に加盟（平成25年4月結成）

（公益事業）

1 補助金等事業（補正対応予定）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の成立により、国庫補助事業として日本保育協会が実施してきた「保育所保育士研修等事業」及び「保育問題調査研究事業」が平成26年度限りで廃止され、公募制に移行

「指導者養成等事業（保育所保育士研修等事業）」及び「子ども・子育て支援推進委託調査研究（保育士のキャリアパスに関する調査研究）」に応募予定

2 保育士登録事業

(1) 都道府県の保育士登録業務（委託業務）の受託

47都道府県と個別に、保育士登録業務委託契約を締結する。

特に、個人情報の取扱いに留意する。

- (2) 保育士登録関係資料の配布
「保育士登録の手引き」・「登録変更等の手引き」を作成し、申請を希望する者に配布する。
- (3) 保育士登録に必要な申請書類の受付、点検・確認及び申請者名簿並びに保育士登録簿を作成し、都道府県へ送付
 - ① 保育士登録申請書、保育士証書換え交付申請書、保育士証再交付申請書、保育士資格喪失届及び添付書類の受付、点検・確認をする。
 - ② 都道府県に進達するための保育士登録申請者名簿を作成する。
登録申請書62千人及び書換え交付等申請書20.4千人を進達予定
〔センター（①及び②）⇒都道府県〕
 - ③ 都道府県知事の登録決定に基づき保育士登録簿を作成し、送付する。
- (4) 保育士登録手数料の収納
都道府県の条例に基づく保育士登録手数料の払い込みをする。
- (5) 保育士証の交付
都道府県知事の登録決定に基づき保育士証を作成し、申請者に送付する。
- (6) 保育士登録制度の周知
保育士登録制度について、国及び都道府県等と協力し必要に応じ周知に努める。
- (7) その他
上記のほか、保育士登録に関する必要な業務を行う。

(収益事業)

1 収益事業

- (1) 保育関係図書の出版、販売
- (2) 保育用品等の販売、斡旋
- (3) 保育共済年金の加入促進